障害福祉サービス事業所（通所施設・グループホーム）の新規指定申請における

手続きについて

　新たに障害福祉サービス事業所（通所施設・グループホーム）の指定を受けようとする場合、事業所として使用する建物が関係法令の基準を満たしているか確認する必要がありますので、以下の流れにより確認を行ってください。

①事前準備（以下の内容がわかるものをご用意ください）

・予定している建物の住所（案内図、登記事項証明書等）

・建物の概要（必要な部屋（作業室・相談室等）の面積が記載された平面図等）

・（用意できれば）検査済証の写し

②障害者福祉課に確認

　・当該建物で障害福祉サービスを提供できるかを、障害福祉の基準に基づいて確認します。

③都市計画課に事業敷地の用途地域を確認

※市街化調整区域内の場合

④開発指導課に事業可能か確認

⑤建築指導課に建築確認が必要か確認

⑥消防局（消火器等の配置について等）、保健所（食事の提供について等）にも確認

⑦必ず事前に近隣の方、自治会長へご挨拶をする

　・③で確認した用途地域に加え、実施する障害福祉サービスの内容（根拠条文）をお伝えください。

　　【障害者総合支援法上の位置づけ（根拠条文）】

|  |  |
| --- | --- |
| 実施するサービス | 障害者総合支援法での条文 |
| 療養介護 | 第5条 第6項 |
| 生活介護 | 第5条 第7項 |
| 短期入所（ショートステイ） | 第5条 第8項 |
| 自立訓練 | 第5条 第12項 |
| 就労移行支援 | 第5条 第13項 |
| 就労継続支援 | 第5条 第14項 |
| 就労定着支援 | 第5条 第15項 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 第5条 第17項 |

建築指導課での確認時の注意点

　□　就労系施設において、機械を使用した作業所を設ける場合には、用途上「工場」に該当する場合がありますので、以下の内容も事前に確認し、建築指導課へ情報提供してください。

　　・作業場の広さ（㎡数）

　　・原動機の出力（機器合計でのkW数）

　　・製品を継続的に販売するかどうか

　□　相談した内容については、指定申請書類にて報告する必要があります（参考様式１０「他法順守の確認票」で報告）。そのため、確認した内容と対応した職員名を記録するようにしてください。

　□　通所施設及びグループホームとして使用する建物については、耐震基準を満たしていることが必要です。

　□　これまで記載した内容については、設計事務所等に依頼して確認をしていただいても構いませんが、確認した内容については必ず指定申請を行う事業者においても把握してください。

その他の注意点

　□　障害者支援施設等との連携が必要とされています。早めに提携先をご検討いただきますようお願いいたします。